

吹付けアスベスト対策費を支援します

～アスベスト撤去支援事業について～

制度の目的

既存建築物の所有者が行うアスベスト除去等工事を実施するにあたって、費用の一部を補助することにより、アスベスト対策を促進させ、市民の健康被害の防止および生活環境の保全に資することを目的としています。

対象建築物

米子市内に建つ建築物で下記の①～③の要件にすべて該当するもの

- ① 吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト
またはアスベスト含有吹付けロックウール）が施工されたもの
- ② 建築基準法第9条に基づく措置が命じられていないもの
- ③ 本事業以外で国・県等から補助を受けていないもの

対象事業

除去等工事
吹付けアスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み)
(除去したアスベスト処分費を含む)

対象者

民間建築物の所有者

補助金の額

- 除去等工事
除去等工事に要する費用（補助対象事業費）の一部（2/3）を以下の割合で国・県・市が補助します
ただし、補助対象事業費の上限は1,500万円/棟です

国 A/3	県 A3/12	市 A/12	所有者負担 A/3
----------	------------	-----------	--------------

※Aは補助対象事業費（上限1,500万円）で、それを越えた額は所有者の負担となります

●申し込みにあたっては、次の書類等が必要になります。

- ①除去等工事費の見積書の写し
 - ②除去等工事を行う箇所を明示した建物平面図、付近見取図
 - ③アスベストの分析結果書類、吹き付けられている箇所の写真等
 - ④建物の所有者であることが確認できる書類
 - ⑤分析調査、除去等工事の計画策定を行なう建築物石綿含有建材調査者の資格がわかるもの
- ※事業の着手は、必ず市の交付決定があってから行なってください。
平成28年度より分析調査および除去等工事の計画策定は建築物含有建材調査者が行い、その計画に基づく現場体制で実施することが求められます。

問合せ先

米子市都市整備部建築相談課 電話 (0859) 23-5227